

# I 認定こども園の役割

## I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。

### ● I-1-1(1)-① 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。

#### 【判断基準】

- a) 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。

#### ◇参考◇

#### ※社会福祉法

##### 第3条（福祉サービスの基本理念）

「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」

##### 第24条（経営の原則）

「社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手にふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」

#### ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

##### 第1章 総則

##### 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。なお、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標については、発達や学びの連続性及び生活の連続性の観点から、小学校就学の始期に達するまでの時期を通じ、その達成に向けて努力すべき目当てとなるものであることから、満3歳未満の園児の保育にも当てはまることに留意するものとする。

##### 3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

(1) 幼保連携型認定こども園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の1に示す幼保連携型認定こども園の教育及び保育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

イ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

ウ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

**◆検証方法等**

- 認定こども園の保育・教育の理念や目的、基本方針等、明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## 1-2 他機関との連携

I-2-1 (1) 他機関・団体等と連携する体制が整えられている。

### ● I-2-(1)-① 他機関・団体等との協力関係が適切に図られている。

#### 【判断基準】

- a) 保育・教育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義についての考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育・教育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育・教育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義についての考え方が明文化されていない。

#### ◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

#### 第4章 子育ての支援

##### 第1 子育ての支援全般に関わる事項

- 3 保護者に対する子育ての支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、園全体の体制構築に努めること。

#### ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、クラス会議等々の「記録」を確認
- 連携している状況記録の確認(情報交換会、ケース検討会議、訪問記録等)

## I-3 認定こども園の社会的責任

I-3-1 (1) 地域社会における社会的な責任を因るための取り組みを行っている。

### ● I-3-1(1)-① 認定こども園の専門機能等が地域で活用されるための取り組みをしている。

#### 【判断基準】

- a) こども園の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するためのこども園としての方針が明文化されており、職員の共通認識を因る場が設けられている。
- b) こども園の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するためのこども園としての方針が明文化されているが、職員の共通認識を因る場が設けられていない。
- c) こども園の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するためのこども園としての方針が明文化されていない。

#### ◇参考◇

※社会福祉施設は、地域の重要な社会資源の一つであるということです。

#### ※社会福祉法

##### 第4条（地域福祉の推進）

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」

#### ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

##### 第4章 子育ての支援

##### 第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

- 1 幼保連携型認定こども園において、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定こども園がもつ地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施すること。また、地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、教育及び保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。
- 2 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を因るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を因るよう努めること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。
- 3 幼保連携型認定こども園は、地域の子どもが健やかに育成される環境を提供し、保護者に対する総合的な子育ての支援を推進するため、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすよう努めること。

#### ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、クラス会議等々の「記録」を確認

I-3-(2) 保育の内容についての情報提供及び説明が適切に行われている。

● I-3-(2)-① 保育内容に関する情報の提供を行っている。

【判断基準】

- a) 保育内容の情報提供に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育内容の情報提供に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育内容の情報提供に関するマニュアルが整備されていない。

◇参考◇

※児童福祉法

第48条の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

第1章 総則

第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価

(3) 指導計画の作成上の留意事項

コ 園児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼保連携型認定こども園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子どもなどを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、園児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と園児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。

◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、クラス会議等々の「記録」を確認
- パンフレットやHP等で内容を確認
- 体験入園、見学等の記録を確認

## ● I-3-(2)-② 保育・教育の実施にあたり、保護者等に説明し、同意を得ている。

## 【判断基準】

- a) 重要事項等の説明に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 重要事項等の説明に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 重要事項等の説明に関するマニュアルが整備されていない。

## ※社会福祉法

第76条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

## ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 重要事項説明に関する記録を確認
- 園内研修、職員会議、クラス会議等々の「記録」を確認

I-3-(3) ボランティアの受け入れが適切に行われている。

## ● I-3-(3)-① ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。

## 【判断基準】

- a) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) ボランティア受け入れに関するマニュアル整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されていない。

## ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- ボランティア活動の記録等を確認
- 事前説明用資料を確認
- 派遣元との連絡等の記録を確認
- 職務分掌(ボランティア担当者)の確認

I-3-(4) 実習・体験学習の受け入れが適切に行われている。

● I-3-(4)-① 実習・体験学習の受け入れが適切に行われている。

【判断基準】

- a) 実習・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 実習・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 実習・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されていない。

◆ 検証方法等

- マニュアルを確認
- 事前説明用資料を確認
- 実習生、体験学習生への事前説明の記録を確認
- 受け入れ記録を確認
- 職務分掌(実習担当者)の確認

## II 認定こども園の運営

### II-1 事業計画

II-1-1 (1) 保育の質の向上に向けた事業計画を策定している。

●II-1-1(1)-① 保育の質の向上を目的とした中・長期的な計画が策定されている。

#### 【判断基準】

- a) 中・長期計画についての考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 中・長期計画についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 中・長期計画についての考え方が明文化されていない。

#### ◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

#### 第1章 総則

#### 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

#### 1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等

- (2) 各幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標と教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成

教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成に当たっては、幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を明確にするとともに、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

- (4) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の実施上の留意事項

各幼保連携型認定こども園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき保育教諭等職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画や指導の改善を図るものとする。また、各幼保連携型認定こども園が行う教育及び保育等に係る評価については、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成、実施、改善が教育及び保育活動や園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

- (5) 小学校教育との接続に当たっての留意事項

ア 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

イ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

#### ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 専門委員会、園内研修、職員会議、クラス会議等々の「記録」を確認
- 当該年度の事業計画を確認



## II-2 体制及び責任

II-2-1 (1) こども園の運営が適切に行われている。

●II-2-(1)-① 認定こども園内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。

【判断基準】

- a) 職制・職務分掌についての考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 職制・職務分掌についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 職制・職務分掌についての考え方が明文化されていない。

◆**検証方法等**

- 個々の職員の職務分掌表、分担や責任の所在等が明記されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

●II-2-(1)-② 職務の引き継ぎが適切に行われている。

【判断基準】

- a) 引き継ぎについてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 引き継ぎについてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 引き継ぎについてこども園の方針が明文化されていない。

◆**検証方法等**

- 引き継ぎに関するこども園の方針が明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## II-2-(2) 施設長の責任が明確にされている。

## ●II-2-(2)-① 専門職としての施設長の責務が明示され、説明されている。

## 【判断基準】

- a) 施設長の責務が明文化されており、職員への共通認識を図る場が設けられている。
- b) 施設長の責務が明文化されているが、職員への共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 施設長の責務が明文化されていない。

## ◇参考◇

## ※保育所保育指針

## 第5章 職員の資質向上

## 2 施設長の責務

## (1) 施設長の責務と専門性の向上

施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

## (2) 職員の研修機会の確保等

施設長は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。

## ◆検証方法等

- 施設長の責務について明文化されたものを確認
- 職員や保護者に対しての説明の有無を確認

## II-3 公益性に基づいた経営と人材確保

II-3-1 (1) 公益性に基づいた経営を人材確保に適切に対応している。

●II-3-1-1-① 公益性に基づいた経営状況を分析して改善課題を発見する取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 公益性に基づいた経営状況を分析するための方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 公益性に基づいた経営状況を分析するための方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場は設けられていない。
- c) 公益性に基づいた経営状況を分析するための方針が明文化されていない。

◆**検証方法等**

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

●II-3-1-1-② 公益性を担保するための人材の確保及び定着に対する取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 公益性を担保するための人材の確保及び定着に関する考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 公益性を担保するための人材の確保及び定着に関する考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場は設けられていない。
- c) 公益性を担保するための人材の確保及び定着に関する考え方が明文化されていない。

◆**検証方法等**

- 明文化されたものを確認
- 専門委員会等の会議録を確認

## II-4 人事管理

### II-4-1 (1) 人事管理の体制が整備されている。

#### ●II-4-1-1-① 人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。

##### 【判断基準】

- a) 人事考課の基準についての考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 人事考課の基準についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 人事考課の基準についての考え方が明文化されていない。

#### ◆検証方法等

- 人事考課の基準で確認
- その他明文化されたもので確認

### II-4-1 (2) 職員の就業環境に配慮がなされている。

#### ●II-4-1-2-① 職員の就業環境や意向を把握し職員をサポートする仕組みが構築されている。

##### 【判断基準】

- a) 職員の就業環境を把握するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 職員の就業環境を把握するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 職員の就業環境を把握するマニュアルが整備されていない。

#### ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 会議録、就業記録等を確認
- 就業環境に関する委員会等の記録を確認
- 職員の意向調査等の記録を確認

**●Ⅱ-4-(2)-② 上司・同僚によるハラスメントに関する体制が構築されている。****【判断基準】**

- a) 上司・同僚によるハラスメントに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 上司・同僚によるハラスメントに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 上司・同僚によるハラスメントに関するマニュアルが整備されていない。

**◆検証方法等**

- マニュアルを確認
- 会議録、就業記録等を確認
- ハラスメントに関する委員会等の記録を確認
- 職員の意向調査等の記録を確認

## ●Ⅱ-4-(2)-③ 福利厚生事業に取り組んでいる。

## 【判断基準】

- a) 職員の福利厚生に関する方針が明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 職員の福利厚生に関する方針が明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 職員の福利厚生に関する方針が明示されていない。

## 参考 福利厚生

企業における福利厚生は、従業員の総合福祉の向上を目的として、賃金とは別に企業が従業員およびその家族に対して行う施策、制度のことをいいます。従業員の生活の向上、労働能力や労働意欲の向上を図る目的で設けられているもので、社宅の提供や健康診断の実施など、広い範囲のサービスを総称しています。

企業が福利厚生を行うのは、賃金、労働時間、その他休日・休暇といった基本的労働条件ではその内容の向上がむずかしいと考えられる従業員の日常一般の経済生活面の問題を、企業が多面的にカバーしていくことにあるといえます。つまり、従業員およびその家族の経済生活環境を整備し、さらに安定充実させ、また心身の健康の維持増進を援助する施策を行っていくことで、結果的に労働生産率の向上や労使関係の安定、労働能力の保全、労働力の確保・定着などを図ることを目的としています。

福利厚生制度は、法律で義務づけられた「法定福利制度」と、企業が独自に設定している「法定外福利制度」に分けられます。

## ■法定福利制度

法律に定められた福利厚生制度で、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などが含まれます。企業には社会保険費として拠出が義務づけられています。

## ■法定外福利制度

各企業が自由に決められる福利制度全般を指します。代表的な例として、次のようなものがあります。

- ①住宅に関する補助制度
- ②法定福利制度の医療・生活補助の上積みとなる医療・保険制度
- ③慶弔見舞金制度・共済制度
- ④保険・文化・教育・レクリエーション補助
- ⑤食事に関する補助
- ⑥財産形成に関する補助

## ◆検証方法等

- 福利厚生事業に関して明文化されたものを確認
- 職員に対する福利厚生にかかる研修や会議等の記録を確認
- カウンセラー等のサポートする仕組みについて、明文化されたものを確認

## Ⅱ-4-(3) 職員の研修体制が確立している。

## ●Ⅱ-4-(3)-① 職員の資質向上に関する目標を設定している。

## 【判断基準】

- a) 研修の意義が明文化されており、職員に共通認識を図る場が設けられている。
- b) 研修の意義が明文化されているが、職員に共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 研修の意義が明文化されていない。

## ◇参考◇

## ※保育所保育指針

## 第5章 職員の資質向上

## 1 職員の資質向上に関する基本的事項

## (1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

## (2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組

保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。

## ◆検証方法等

- 自己評価結果に基づく、研修目標等を確認
- 体制について明文化(規程、組織図等)されたものを確認

## ●Ⅱ-4-(3)-② 職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。

## 【判断基準】

- a) 職員の研修参加に対する考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている
- b) 職員の研修参加に対する考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない
- c) 職員の研修参加に対する考え方が明文化されていない。

## ◇参考◇

## ※保育所保育指針

## 第5章 職員の資質向上

## 3 職員の研修等

## (1) 職場における研修

職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。

## (2) 外部研修の活用

各保育所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。

## 4 研修の実施体制等

## (1) 体系的な研修計画の作成

保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。

## (2) 組織内での研修成果の活用

外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる。

## (3) 研修の実施に関する留意事項

施設長等は保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容等において、当該研修の成果等が適切に勘案されることが望ましい。

## ◆検証方法等

- OJTに関する研修計画を確認
- 資質向上等関係委員会の会議録を確認
- その他明文化されたものを確認
- 体制について明文化(規程、組織図等)されたものを確認



## III 保育の内容

### III-1 子どもの権利擁護

III-1-1 (1) 子どもの人権に配慮している。

●III-1-1-1-① 子どもの最善の利益について共通認識を図る体制ができている。

【判断基準】

- a) 子どもの最善の利益を擁護することへの方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの最善の利益を擁護することへの方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの最善の利益を擁護することへの方針が明文化されていない。

◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

#### 第1章 総則

#### 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価

#### (3) 指導計画の作成上の留意事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ク 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。

#### ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

**●Ⅲ-1-(1)-② 不適切な関わりを防止するための取り組みを行っている。****【判断基準】**

- a) 不適切な関わりを防止するためのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 不適切な関わりを防止するためのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 不適切な関わりを防止するためのマニュアルが整備されていない。

**◇参考◇****※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領****第3章 健康及び安全****第1 健康支援****1 健康状態や発育及び発達の状態の把握**

(3) 園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。

また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

**◆検証方法等**

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

●Ⅲ-1-(1)-③ こども園内虐待等（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）に備えた対応方法が定められている。

【判断基準】

- a) こども園内における虐待等についての防止マニュアルが整備されており、職員への共通認識を図る場が設けられている。
- b) こども園内における虐待等についての防止マニュアルが整備されているが、職員への共通認識を図る場が設けられていない。
- c) こども園内における虐待等についての防止マニュアルが整備されていない。

◆**検証方法等**

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等の「記録」を確認

Ⅲ-1-(2) 子どもの自尊心に配慮している。

●Ⅲ-1-(2)-① 基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。

【判断基準】

- a) 子どもの心を傷つける言動とは何かについてのこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの心を傷つける言動とは何かについてのこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの心を傷つける言動とは何かについてのこども園の方針が明文化されていない。

◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

第2章ねらい及び内容並びに配慮事項

第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項

2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全般において以下の事項に配慮するものとする。

- (1) 園児の心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の園児の気持ちを受け止め、援助すること。

◆**検証方法等**

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## Ⅲ-1-(3) プライバシーに配慮したこども園運営を行っている。

## ●Ⅲ-1-(3)-① プライバシーの保護が適切に行われる体制ができている。

## 【判断基準】

- a) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されていない。

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第4章 子育ての支援

- 4 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。

## ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## Ⅲ-1-(4) 苦情解決ができる体制が適切である。

## ●Ⅲ-1-(4)-① 保護者からの苦情解決についての運用体制ができている。

## 【判断基準】

- a) 苦情解決の運用についてのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 苦情解決の運用についてのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 苦情解決の運用についてのマニュアルが整備されていない。

## ※社会福祉法

(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

## 第82条

社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

## ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## Ⅲ-2 養護に関わるねらい及び内容

Ⅲ-2-(1) 『生命の保持』に関する援助が適切である。

●Ⅲ-2-(1)-① 『生命の保持』に関する援助が適切に行われている。

### 【判断基準】

- a) 『生命の保持』に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 『生命の保持』に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 『生命の保持』に関する援助の方針が明文化されていない。

### ◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

#### 第1章 総則

#### 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等

##### 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本

(2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。

#### 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

5 生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開すること。

(1) 園児一人一人が、快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにするため、次の事項に留意すること。

ア 園児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。

イ 家庭との連携を密にし、学校医等との連携を図りながら、園児の疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及び向上に努めること。

ウ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、園児の生理的欲求を満たしていくこと。また、家庭と協力しながら、園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにすること。

エ 園児の発達の過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにすること。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。

### ◆検証方法等

●明文化されたものを確認

※但し、「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」の『生命の保持』の項を認定こども園としての援助方針(考え方)として全職員の共通認識を図る基本的な方針としてもよい

●園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

●指導計画における『生命の保持』に関する記述内容について確認

## Ⅲ-2-(2) 『情緒の安定』に関する援助が適切である。

## ●Ⅲ-2-(2)-① 子どもの『情緒の安定』を図るための援助が適切に行われている。

## 【判断基準】

- a) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する援助の方針が明文化されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第1章 総則

## 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等

## 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本

(2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。

## 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

5 生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開すること。

(1) 園児一人一人が、快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにするため、次の事項に留意すること。

ア 園児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。

イ 家庭との連携を密にし、学校医等との連携を図りながら、園児の疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及び向上に努めること。

ウ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、園児の生理的欲求を満たしていくこと。また、家庭と協力しながら、園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにすること。

エ 園児の発達の過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにすること。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。

## ◆検証方法等

## ●明文化されたものを確認

※但し、「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」の『情緒の安定』の項を認定こども園としての援助方針(考え方)として全職員の共通認識を図る基本的な方針としてもよい

## ●園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## ●指導計画における『情緒の安定』に関する記述内容について確認

Ⅲ－２－（３） 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。

●Ⅲ-2-(3)-① 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが心地よく過ごすことのできる保育の環境づくりについての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもが心地よく過ごすことのできる保育の環境づくりについての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもが心地よく過ごすことのできる保育の環境づくりについての方針が明文化されていない。

◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

第1章 総則

第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

5 生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開すること。

(1) 園児一人一人が、快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにするため、次の事項に留意すること。

ウ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、園児の生理的欲求を満たしていくこと。また、家庭と協力しながら、園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつけられていくようにすること。

◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

Ⅲ－２－（４） 食事の援助が適切である。

●Ⅲ-2-(4)-① 職員間の連携を図り、給食内容の向上などに努めている。

【判断基準】

- a) 給食に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 給食に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 給食に関する援助の方針が明文化されていない。

◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認
- 工夫している点を確認

## ●Ⅲ-2-(4)-② 子ども一人ひとりの状況に応じた食事に配慮している。

## 【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第1章 総則

## 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

5 生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開すること。

(1) 園児一人一人が、快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにするため、次の事項に留意すること。

エ 園児の発達の過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにすること。  
また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。

(2) 園児一人一人が安定感をもって過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができるようにするとともに、周囲から主体として受け止められ主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにし、くつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒やされるようにするため、次の事項に留意すること。

エ 園児一人一人の生活のリズム、発達の過程、在園時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息がとれるようにすること。

## 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

## 第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容

健やかに伸び伸びと育つ

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。〕

## 1 ねらい

(3) 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。

## 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

## 2 内容

(2) 食事や午睡、遊びと休息など、幼保連携型認定こども園における生活のリズムが形成される。

(4) 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。

## 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

## 2 内容

(7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。

## ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認
- 保護者からの個別の要望と対応に関する記録を確認



## Ⅲ-2-(5) 排泄の援助が適切である。

## ●Ⅲ-2-(5)-① 子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。

## 【判断基準】

- a) 排泄の援助についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 排泄の援助についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 排泄の援助についてこども園の方針が明文化されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第1章 総則

## 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

5 生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開すること。

(1) 園児一人一人が、快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにするため、次の事項に留意すること。

エ 園児の発達過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにすること。

また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。

## 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容

## 健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

## 2 内容

(7) 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。

## 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

## 健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

## 2 内容

(7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。

## ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認
- 工夫している点を確認

Ⅲ-2-(6) 子どもの睡眠に関する援助が適切に行われている。

●Ⅲ-2-(6)-① 子どもの睡眠に関する環境づくりに配慮している。

【判断基準】

- a) 睡眠に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 睡眠に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 睡眠に関する援助の方針が明文化されていない。

◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

第1章 総則

第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- (4) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な午睡環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は園児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容

健やかに伸び伸びと育つ

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。〕

1 ねらい

- (3) 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。

2 内容

- (4) 一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。

第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容

健康

2 内容

- (2) 食事や午睡、遊びと休息など、幼保連携型認定こども園における生活のリズムが形成される。

◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認
- 工夫している点を確認

### III-3 教育に関わるねらい及び内容

III-3-1 (1) 子どもの『健康』に関する援助が適切である。

●III-3-(1)-① 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ための援助が適切である。

#### 【判断基準】

- a) 健康に関する援助についての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 健康に関する援助についての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 健康に関する援助についての方針が明文化されていない。

#### ◇参考◇

#### ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

##### 第2章ねらい及び内容並びに配慮事項

##### 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容

健康〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

##### 1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。
- (2) 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣に気づき、自分でしてみようとする気持ちが育つ。

##### 2 内容

- (1) 保育教諭等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。
- (2) 食事や午睡、遊びと休息など、幼保連携型認定こども園における生活のリズムが形成される。
- (3) 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。
- (4) 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。
- (5) 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。
- (6) 保育教諭等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。
- (7) 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。

##### 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

健康〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

##### 1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

##### 2 内容

- (1) 保育教諭等や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 保育教諭等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼保連携型認定こども園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

**◆検証方法等**

●明文化されたものを確認

※但し、「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」の『健康』の項を認定こども園としての援助方針(考え方)として全職員の共通認識を図る基本的な方針としてもよい

●園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

●指導計画における『健康』に関する記述内容について確認

## Ⅲ-3-(2) 『人間関係』に関する支援が適切である。

## ●Ⅲ-3-(2)-① 『自立心を育て、人と関わる力を養う』ための支援が適切に行われている。

## 【判断基準】

- a) 人間関係に関する支援の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 人間関係に関する支援の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 人間関係に関する支援の方針が明文化されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第2章ねらい及び内容並びに配慮事項

## 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容

人間関係〔他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。〕

## 1 ねらい

- (1) 幼保連携型認定こども園での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。
- (2) 周囲の園児等への興味・関心が高まり、関わりをもとうとする。
- (3) 幼保連携型認定こども園の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。

## 2 内容

- (1) 保育教諭等や周囲の園児等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。
- (2) 保育教諭等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。
- (3) 身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の園児と関わりをもって遊ぶ。
- (4) 保育教諭等の仲立ちにより、他の園児との関わり方を少しずつ身につける。
- (5) 幼保連携型認定こども園の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。
- (6) 生活や遊びの中で、年長児や保育教諭等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。

## 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

人間関係〔他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。〕

## 1 ねらい

- (1) 幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。
- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

## 2 内容

- (1) 保育教諭等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。
- (2) 自分で考え、自分で行動する。
- (3) 自分でできることは自分でする。
- (4) いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。
- (5) 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- (6) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- (7) 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- (8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。
- (9) よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。
- (10) 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。
- (11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。
- (12) 共同の遊具や用具を大切にし、皆で使う。
- (13) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

## ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認
- 指導計画における『人間関係』に関する記述内容について確認

## Ⅲ—3—(3) 『環境』に関する支援が適切に行われている。

●Ⅲ-3-(3)-① 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わる』ことができるような援助が適切に行われている。

## 【判断基準】

- a) 環境に関する支援の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 環境に関する支援の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 環境に関する支援の方針が明文化されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第2章ねらい及び内容並びに配慮事項

## 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容

環境〔周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。〕

## 1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。
- (2) 様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
- (3) 見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。

## 2 内容

- (1) 安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- (2) 玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。
- (3) 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。
- (4) 自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。
- (5) 身近な生き物に気付き、親しみをもつ。
- (6) 近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。

## 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

環境〔周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。〕

## 1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

## 2 内容

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
- (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- (5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
- (6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
- (7) 身近な物を大切に扱う。
- (8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- (9) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
- (10) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
- (11) 生活に関係の深い情報や施設などに関心をもつ。
- (12) 幼保連携型認定こども園内外の行事において国旗に親しむ。

## ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認
- 指導計画における『環境』に関する記述内容について確認

## Ⅲ-3-(4) 『言葉』に関する援助が適切に行われている。

## ●Ⅲ-3-(4)-① 『言葉』に関する援助が適切に行われている。

## 【判断基準】

- a) 『言葉』に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 『言葉』に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 『言葉』に関する援助の方針が明文化されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第2章ねらい及び内容並びに配慮事項

## 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容

## 言葉

〔経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。〕

## 1 ねらい

- (1) 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。
- (2) 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
- (3) 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。

## 2 内容

- (1) 保育教諭等の応答的な関わりや話し掛けにより、自ら言葉を使おうとする。
- (2) 生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。
- (3) 親しみをもって日常の挨拶に応じる。
- (4) 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。
- (5) 保育教諭等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- (6) 保育教諭等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。
- (7) 保育教諭等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。

## 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

## 言葉

〔経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。〕

## 1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育教諭等や友達と心を通わせる。

## 2 内容

- (1) 保育教諭等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
- (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
- (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- (6) 親しみをもって日常の挨拶をする。
- (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
- (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

**◆検証方法等**

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認
- 指導計画における『言葉』に関する記述内容について確認



## Ⅲ-3-(5) 『表現』に関する援助が適切である。

## ●Ⅲ-3-(5)-① 『表現』に関する援助が適切に行われている。

## 【判断基準】

- a) 『表現』に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 『表現』に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 『表現』に関する援助の方針が明文化されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第2章ねらい及び内容並びに配慮事項

## 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容

## 表現

〔感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。〕

## 1 ねらい

- (1) 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
- (2) 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。
- (3) 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。

## 2 内容

- (1) 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- (2) 音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。
- (3) 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
- (4) 歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。
- (5) 保育教諭等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。
- (6) 生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。

## 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

## 表現

〔感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。〕

## 1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

## 2 内容

- (1) 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
- (7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

## ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」(会議録)を確認
- 指導計画における『表現』に関する内容について確認

## III-4 保育の実施上の配慮事項

III-4-(1) 子ども一人ひとりの状況や意向を尊重している。

### ●III-4-(1)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。

#### 【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するためのこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するためのこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するためのこども園の方針が明文化されていない。

#### ◇参考◇

#### ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

##### 第2章ねらい及び内容並びに配慮事項

##### 第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項

##### 1 満3歳未満の園児の保育の実施については、以下の事項に配慮するものとする。

- (1) 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。

また、一人一人の園児の生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育教諭等が応答的に関わるように努めること。更に、乳児期の園児の保育に関わる職員間の連携や学校医との連携を図り、第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。乳児期の園児の保育においては特に、保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ支援に努めていくこと。なお、担当の保育教諭等が替わる場合には、園児のそれまでの生育歴や発達の過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

- (2) 満1歳以上満3歳未満の園児は、特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心掛けること。

また、探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。更に、自我が形成され、園児が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、園児の自発的な活動を尊重するとともに促していくこと。なお、担当の保育教諭等が替わる場合には、園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

##### 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全般において以下の事項に配慮するものとする。

- (1) 園児の心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の園児の気持ちを受け止め、援助すること。
- (2) 園児の健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- (3) 園児が自ら周囲に働き掛け、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- (4) 園児の入園時の教育及び保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、園児が安定感を得て、次第に幼保連携型認定こども園の生活になじんでいくようにするとともに、既に入園している園児に不安や動揺を与えないようにすること。
- (5) 園児の国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- (6) 園児の性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

#### ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

**●Ⅲ-4-(1)-② 子どもの主体性を育てるための配慮を行っている。****【判断基準】**

- a) 子どもの主体性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの主体性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの主体性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。

**◇参考◇**

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第1章 総則

## 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 3 環境を通して行う教育及び保育の活動の充実を図るため、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の環境の構成に当たっては、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、次の事項に留意すること。
  - (1) 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の園児の発達の特性を踏まえ、満3歳未満の園児については特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の園児については同一学年の園児で編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達や学びを促す経験が得られるよう工夫をすること。特に、満3歳以上の園児同士が共に育ち、学び合いながら、豊かな体験を積み重ねることができるよう工夫をすること。

**◆検証方法等**

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

**Ⅲ-4-(2) 子どもの社会性を育てるための援助が適切である。****●Ⅲ-4-(2)-① 子どもの社会性を育てるための配慮を行っている。****【判断基準】**

- a) 子どもの社会性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの社会性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの社会性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。

**◇参考◇****※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領****第2章ねらい及び内容並びに配慮事項****第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項****2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全般において以下の事項に配慮するものとする。**

- (1) 園児の心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の園児の気持ちを受け止め、援助すること。
- (2) 園児の健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。

**◆検証方法等**

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## Ⅲ-4-(3) 性差への配慮をしている。

## ●Ⅲ-4-(3)-① 性差の先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。

## 【判断基準】

- a) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するためのこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するためのこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するためのこども園の方針が明文化されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第2章ねらい及び内容並びに配慮事項

## 第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項

## 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全般において以下の事項に配慮するものとする。

- (6) 園児の性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

## ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## ●Ⅲ-4-(3)-② トランスジェンダーに関する考え方が受容されている。

## 【判断基準】

- a) トランスジェンダーに関する考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) トランスジェンダーに関する考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) トランスジェンダーに関する考え方が明文化されていない。

## ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## Ⅲ-4-(4) 国籍や文化の違いに対する配慮をしている。

## ●Ⅲ-4-(4)-① 国籍や文化の違いに配慮した援助を行っている。

## 【判断基準】

- a) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する支援のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する支援のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する支援のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第2章ねらい及び内容並びに配慮事項

## 第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項

## 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全般において以下の事項に配慮するものとする。

- (5) 園児の国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

## ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## Ⅲ-4-(5) 乳児保育の実施が適切である。

## ●Ⅲ-4-(5)-① 乳児保育のための環境が整備されている。

## 【判断基準】

- a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルは整備されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第2章ねらい及び内容並びに配慮事項

## 第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容

## 基本的事項

- 1 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらきずなの発達の特徴を踏まえて、乳児期の園児の保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。
- 2 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児期の園児の保育のねらい及び内容については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」としてまとめ、示している。

## ねらい及び内容

健やかに伸び伸びと育つ【健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。】

## 1 ねらい

- (1) 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。
- (2) 伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。
- (3) 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。

## 2 内容

- (1) 保育教諭等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。
- (2) 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。
- (3) 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。
- (4) 一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。
- (5) おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。

## 身近な人と気持ちが通じ合う

【受容的・応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。】

## 1 ねらい

- (1) 安心できる関係の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。
- (2) 体の動きや表情、発声等により、保育教諭等と気持ちを通わせようとする。
- (3) 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。

## 2 内容

- (1) 園児からの働き掛けを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉掛けによって、欲求が満たされ、安定感をもって過ごす。
- (2) 体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育教諭等とのやり取りを楽しむ。
- (3) 生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。
- (4) 保育教諭等による語り掛けや歌い掛け、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。
- (5) 温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。

## 身近なものに関わり感性が育つ

〔身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。〕

## 1 ねらい

- (1) 身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。
- (2) 見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。
- (3) 身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。

## 2 内容

- (1) 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。
- (2) 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。
- (3) 保育教諭等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。
- (4) 玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。
- (5) 保育教諭等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんだりする。

◆**検証方法等**

- マニュアルを確認
- 家庭調査票等の状況把握様式(アセスメントシート)を確認
- 個別援助計画を確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## ●III-4-(5)-② 乳児保育のための個別援助計画が適切に作成されている。

## 【判断基準】

- a) 乳児一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 乳児一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 乳児一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されていない。

◆**検証方法等**

- 家庭調査票等の状況把握様式(アセスメントシート)を確認
- 個別援助計画を確認
- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認



## III-5 障害のある子どもの保育

III-5- (1) 障害のある子どもの保育の実施が適切である。

●III-5-(1)-① 障害のある子どもの保育のための個別援助計画が適切に策定されている。

### 【判断基準】

- a) 障害等、特別な援助・支援を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 障害等、特別な援助・支援を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 障害等、特別な援助・支援を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されていない。

### ◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

#### 第1章 総則

#### 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

#### 3 特別な配慮を必要とする園児への指導

#### (1) 障害のある園児などへの指導

障害のある園児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で園児への教育及び保育的支援を行うために、個別の教育及び保育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の園児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

### ◆検証方法等

- 家庭調査票等の状況把握様式(アセスメントシート)を確認
- 個別援助計画を確認
- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

**●Ⅲ-5-(1)-② 専門機関・関係機関と連携した個別支援計画が適切に策定されている。****【判断基準】**

- a) 個別援助計画の策定にあたって、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う専門機関・関係機関との連携に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 個別援助計画の策定にあたって、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う専門機関・関係機関との連携に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 個別援助計画の策定にあたって、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う専門機関・関係機関との連携に関するマニュアルが整備されていない。

**◆検証方法等**

- 個別援助計画を確認
- 地域の専門機関や関係機関、団体等との連携に関するマニュアル等の確認
- 家庭調査票等の状況把握様式(アセスメントシート)を確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## IV 教育・保育の計画及び評価

### IV-1 教育・保育課程及び指導計画の管理体制

IV-1-1 (1) 教育・保育課程及び指導計画に関する責任体制が明確である。

●IV-1-1(1)-① 教育・保育課程及び指導計画の作成、実施において責任者が定められている。

**【判断基準】**

- a) 教育・保育課程及び指導計画の策定に関する責任体制の考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 教育・保育課程及び指導計画の策定に関する責任体制の考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 教育・保育課程及び指導計画の策定に関する責任体制の考え方が明文化されていない。

◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

第1章 総則

第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価

(1) 指導計画の考え方

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼保連携型認定こども園においてはこのことを踏まえ、乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

◆**検証方法等**

- 指導計画等を確認
- ケース検討会議(職員会議、クラス会議等)等の議事録を確認
- 職務分掌を確認

●IV-1-1(1)-② 教育・保育課程及び指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。

**【判断基準】**

- a) 教育・保育課程及び指導計画の作成及び変更に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 教育・保育課程及び指導計画の作成及び変更に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 教育・保育課程及び指導計画の作成及び変更に関するマニュアルが整備されていない。

◆**検証方法等**

- ケース検討会議(職員会議、クラス会議等)等の議事録を確認

## IV-2 教育・保育課程及び指導計画の策定

IV-2-1 (1) 子ども一人ひとりの実態に即した指導計画が策定されている。

### ●IV-2-(1)-① 子どもの情報(事実)を把握している。

#### 【判断基準】

- a) 家庭調査票等の様式が整備され、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 家庭調査票等の様式が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 家庭調査票等の様式が整備されていない。

#### ◆検証方法等

- 家庭調査票(児童票)の共有のあり方を確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

### ●IV-2-(1)-② 子どもの個別性に配慮した指導計画となっている。

#### 【判断基準】

- a) 3歳以上の子どもの指導計画に個別性を配慮する考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 3歳以上の子どもの指導計画に個別性を配慮する意義や方法についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 3歳以上の子どもの指導計画に個別性を配慮する意義や方法についての考え方が明文化されていない。

#### ◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

#### 第2章ねらい及び内容並びに配慮事項

#### 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

#### 基本的事項

- 1 この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まっていく。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の教育及び保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。

#### ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 個別支援計画を確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## IV-3 教育・保育の実施

IV-3-1 (1) 教育・保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。

### ●IV-3-1-1 教育・保育の実施に関わる記録が整備されている。

#### 【判断基準】

- a) 教育・保育の実施記録のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 教育・保育の実施記録のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 教育・保育の実施記録のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。

#### ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

### ●IV-3-1-2 会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。

#### 【判断基準】

- a) 会議の持ち方・あり方についてのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 会議の持ち方・あり方についてのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 会議の持ち方・あり方についてのマニュアルが整備されていない。

#### ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

IV-3-1 (2) 教育・保育の実施にあたり各種マニュアルの見直しが行われている。

### ●IV-3-1-2 教育・保育の実施にあたり、各種マニュアル類（明文化された方針等を含む）は検証・見直しがされている。

#### 【判断基準】

- a) マニュアル類のあり方についての基本的な考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) マニュアル類のあり方についての基本的な考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) マニュアル類のあり方についての基本的な考え方が明文化されていない。

#### ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## IV-4 教育・保育課程及び指導計画の評価・変更

IV-4-(1) 保育の内容を評価し、その結果により、教育・保育課程及び指導計画を見直している。

●IV-4-(1)-① 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。

**【判断基準】**

- a) 教育・保育課程及び指導計画策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 教育・保育課程及び指導計画策定マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 教育・保育課程及び指導計画策定マニュアルが整備されていない。

**◆検証方法等**

- マニュアルを確認
- 評価を行った会議等の議事録、記録等を確認

## IV-5 教育・保育の内容等の自己評価

IV-5- (1) 教育・保育の内容等の自己評価が適切に行われている。

### ●IV-5-(1)-① 教育・保育内容の自己評価の体制が整備されている。

#### 【判断基準】

- a) 教育・保育内容の自己評価マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 教育・保育内容の自己評価マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 教育・保育内容の自己評価マニュアルが整備されていない。

#### ◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

#### 第1章 総則

#### 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

#### 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価

#### (4) 園児の理解に基づいた評価の実施

園児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導の過程を振り返りながら園児の理解を進め、園児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

イ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

#### ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## V 健康及び安全

### V-1 健康管理

V-1- (1) 健康管理が適切に行われている。

●V-1-(1)-① 子どもの健康管理に関する『保健計画』が適切である。

#### 【判断基準】

- a) 子どもの健康管理に関する『保健計画』の策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの健康管理に関する『保健計画』の策定マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの健康管理に関する『保健計画』の策定マニュアルが整備されていない。

#### ◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

#### 第3章 健康及び安全

##### 第1 健康支援

##### 1 健康状態や発育及び発達の状態の把握

- (1) 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。

##### 2 健康増進

- (1) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の学校保健計画を作成する際は、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に位置づくものとし、全ての職員がそのねらいや内容を踏まえ、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。
- (2) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第14条の措置を行い、教育及び保育に活用するとともに、保護者が園児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

#### ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認



## ●V-1-(1)-② アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、適切な対応を行っている。

## 【判断基準】

- a) アレルギーをもつ子どもへの対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) アレルギーをもつ子どもへの対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) アレルギーをもつ子どもへの対応マニュアルが整備されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第3章 健康及び安全

## 3 疾病等への対応

- (3) アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該幼保連携型認定こども園の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。

## ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## V-1-(2) 与薬の体制が適切である。

## ●V-1-(2)-① 与薬が適切に行われるような体制になっている。

## 【判断基準】

- a) 与薬マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 与薬マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 与薬マニュアルが整備されていない。

## ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## V-2 安全管理

V-2- (1) 事故防止・防犯のための取り組みを行っている。

### ●V-2-(1)-① 事故防止のための体制が適切である。

#### 【判断基準】

- a) 事故防止マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 事故防止マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 事故防止マニュアルが整備されていない。

#### ◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

#### 第3章 健康及び安全

#### 第3 環境及び衛生管理並びに安全管理

#### 2 事故防止及び安全対策

- (1) 在園時の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- (2) 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月)

#### ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 委員会等の設置規程があれば確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

**●V-2-(1)-② 防犯のための体制が適切である。****【判断基準】**

- a) 防犯マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 防犯マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 防犯マニュアルが整備されていない。

**◇参考◇****※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領****第3章 健康及び安全****第3 環境及び衛生管理並びに安全管理****2 事故防止及び安全対策**

- (3) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、事故の発生に備えるとともに施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施すること。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を行うこと。更に、園児の精神保健面における対応に留意すること。

参考:「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月)

**◆検証方法等**

- マニュアルを確認
- 委員会等の設置規程があれば確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## ●V-2-(1)-③ 災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。

## 【判断基準】

- a) 防災マニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 防災マニュアルを整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 防災マニュアルが整備されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第3章 健康及び安全

## 第4 災害への備え

## 1 施設・設備等の安全確保

(1) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、災害等の発生に備えるとともに、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。

(2) 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

## 2 災害発生時の対応体制及び避難への備え

(1) 火災や地震などの災害の発生に備え、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領を作成する際には、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等の事項を盛り込むこと。

(2) 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。

(3) 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

## 3 地域の関係機関等との連携

(1) 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

(2) 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

## ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 委員会等の設置規程があれば確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## V-3 衛生管理・感染症対策

V-3-(1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。

### ●V-3-(1)-① 衛生管理マニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。

#### 【判断基準】

- a) 衛生管理マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 衛生管理マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 衛生管理マニュアルが整備されていない。

#### ◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

#### 第3章 健康及び安全

#### 第3 環境及び衛生管理並びに安全管理

#### 1 環境及び衛生管理

- (1) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。
- (2) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、園児及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。

### ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」(会議録)を確認

### ●V-3-(1)-② 感染症への対応は適切である。

#### 【判断基準】

- a) 感染症マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 感染症マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 感染症マニュアルが整備されていない。

#### ◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

#### 第3章 健康及び安全

#### 第1 健康支援

#### 3 疾病等への対応

- (2) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。

参考：『2012年改訂版保育所における感染症対策ガイドライン』(平成24年11月)

### ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

**●V-3-(1)-③ 食中毒等への対応は適切である。****【判断基準】**

- a) 食中毒対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 食中毒対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 食中毒対応マニュアルが整備されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第3章 健康及び安全

## 第1 健康支援

## 3 疾病等への対応

- (2) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。

**●マニュアルを確認****●園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認**

## V-4 食育

V-4-(1) 食育が適切に行われている。

### ●V-4-(1)-① 食育に関する計画が適切である。

#### 【判断基準】

- a) 『食育の計画』についての考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 『食育の計画』についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 『食育の計画』についての考え方が明文化されていない。

#### ◇参考◇

#### ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

#### 第3章 健康及び安全

#### 第2 食育の推進

- 1 幼保連携型認定こども園における食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。
- 2 園児が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う園児に成長していくことを期待するものであること。
- 3 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき、食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。
- 4 園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員等との関わりや、調理室など食に関する環境に配慮すること。
- 5 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- 6 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。

参考：『保育所における食事の提供ガイドライン』（平成24年3月）

#### ◆検証方法等

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

**●V-4-(1)-② 食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。****【判断基準】**

- a) 給食を「楽しくおいしく食べる」とは何かの考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 給食を「楽しくおいしく食べる」とは何かの考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 給食を「楽しくおいしく食べる」とは何かの考え方が明文化されていない。

**◆検証方法等**

- 明文化されたものを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認



## VI 保護者に対する支援

### VI-1 保護者への子育て支援・保護者との協力

VI-1-1 (1) 保護者との協力関係が適切に図られている。

#### ●VI-1-1-1-① 保護者との協力体制が適切である。

##### 【判断基準】

- a) 保護者との協力体制に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保護者との協力体制に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保護者との協力体制に関するマニュアルが整備されていない。

#### ◇参考◇

#### ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

##### 第4章 子育ての支援

##### 第1 子育ての支援全般に関わる事項

- 1 保護者に対する子育ての支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。
- 2 教育及び保育並びに子育ての支援に関する知識や技術など、保育教諭等の専門性や、園児が常に存在する環境など、幼保連携型認定こども園の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。
- 3 保護者に対する子育ての支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、園全体の体制構築に努めること。
- 4 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。

##### 第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援

- 1 日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。
- 2 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながるきっかけとなる。これらのことから、保護者の参加を促すとともに、参加しやすいよう工夫すること。
- 3 保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。その際、保護者同士が子育てに対する新たな考えに出会い気付き合えるよう工夫すること。
- 4 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した教育及び保育の需要に応じて病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努め、園児の生活の連続性を考慮すること。
- 5 地域の実態や保護者の要請により、教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する園児を対象に一時預かり事業などとして行う活動については、保育教諭間及び家庭との連携を密にし、園児の心身の負担に配慮すること。その際、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、必要に応じて、弾力的な運用を行うこと。
- 6 園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。
- 7 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。
- 8 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

- 9 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

#### ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認
- 行事等の実施後の保護者からの意見等を聞くことをしているか(記録等を確認)
- 保護者が参画した委員会等の設置確認

## VI-2 子育て支援(相談対応)

### VI-2-1 (1) 保護者の育児支援を行っている。

#### ●VI-2-(1)-① 保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。

##### 【判断基準】

- a) 保護者からの相談に対応するためのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保護者からの相談に対応するためのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保護者からの相談に対応するためのマニュアルが整備されていない。

#### ◇参考◇

#### ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

##### 第4章 子育ての支援

##### 第1 子育ての支援全般に関わる事項

- 1 保護者に対する子育ての支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。
- 2 教育及び保育並びに子育ての支援に関する知識や技術など、保育教諭等の専門性や、園児が常に存在する環境など、幼保連携型認定こども園の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。
- 3 保護者に対する子育ての支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、園全体の体制構築に努めること。
- 4 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。

##### 第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援

- 1 日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。
- 2 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながるきっかけとなる。これらのことから、保護者の参加を促すとともに、参加しやすいよう工夫すること。
- 3 保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。その際、保護者同士が子育てに対する新たな考えに出会い気付き合えるよう工夫すること。
- 4 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した教育及び保育の需要に応じて病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努め、園児の生活の連続性を考慮すること。
- 5 地域の実態や保護者の要請により、教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する園児を対象に一時預かり事業などとして行う活動については、保育教諭間及び家庭との連携を密にし、園児の心身の負担に配慮すること。その際、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、必要に応じて、弾力的な運用を行うこと。
- 6 園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。
- 7 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。
- 8 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。
- 9 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

**◆検証方法等**

- マニュアルを確認。
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

## VI-2-(2) 地域の子育て支援を行っている。

## ●VI-2-(2)-① 地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。

## 【判断基準】

- a) 地域の子育て支援のためのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場を設けられている。
- b) 地域の子育て支援のためのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場を設けられていない。
- c) 地域の子育て支援のためのマニュアルが整備されていない。

## ◇参考◇

## ※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

## 第4章 子育ての支援

## 第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

- 1 幼保連携型認定こども園において、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定こども園がもつ地域性や専門性を十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施すること。また、地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、教育及び保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。
- 2 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。
- 3 幼保連携型認定こども園は、地域の子どもが健やかに育成される環境を提供し、保護者に対する総合的な子育ての支援を推進するため、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすよう努めること。

## ◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認

VI-2-(3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。

●VI-2-(3)-① 虐待を受けていると疑われる子どもに対して、的確かつ早期に対応できる体制になっている。

【判断基準】

- a) 虐待が疑われる子どもへの対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 虐待が疑われる子どもとへの対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 虐待が疑われる子どもへの対応マニュアルが整備されていない。

◇参考◇

※幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

第3章 健康及び安全

第1 健康支援

1 健康状態や発育及び発達の状態の把握

- (3) 園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

第4章 子育ての支援

第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援

- 9 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

◆検証方法等

- マニュアルを確認
- 園内研修、職員会議、その他の会議等々の「記録」を確認